

県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 規 則

- あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則の一部を改正する規則（医療政策課）…………… 1
- 柔道整復師法施行細則の一部を改正する規則（医療政策課）…………… 5
- 沖縄乳児等用調製粉乳に関する規則を廃止する規則（地域保健課）…………… 7
- 毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則（衛生業務課）…………… 7
- 沖縄県流域下水道事業会計規則の一部を改正する規則（下水道課）…………… 8

### 告 示

- 指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画の決定（自然保護課）…………… 9
- 沖縄県民間社会福祉施設振興資金貸付規程を廃止する告示（福祉政策課）…………… 9
- 厚生年金特例措置に関する雇用経歴の認定規程を廃止する告示（福祉政策課）…………… 9
- 児童福祉施設等補助金交付規程を廃止する告示（青少年・子ども家庭課）…………… 9
- 標準複合肥料の指定の廃止（営農支援課）…………… 9
- 家畜伝染病発生の報告（畜産課）…………… 10
- 畜産団体に対する補助金交付規程を廃止する告示（畜産課）…………… 10
- 特用林産物生産奨励事業補助金交付規程を廃止する告示（森林管理課）…………… 10
- 伝統工芸産業振興事業費補助金交付規程を廃止する告示（ものづくり振興課）…………… 10
- 沖縄県伝統工芸製品生産利子補給金交付規程を廃止する告示（ものづくり振興課）…………… 10
- 琉球藍葉生産事業補助金交付要綱を廃止する告示（ものづくり振興課）…………… 11
- 沖縄県地場産業振興事業費補助金交付規程を廃止する告示（ものづくり振興課）…………… 11
- 沖縄県中小企業製品開発費補助金交付規程を廃止する告示（ものづくり振興課）…………… 11
- 沖縄県中小企業技術者研修補助金交付規程を廃止する告示（ものづくり振興課）…………… 11
- 中小企業福祉事業費補助金交付規程を廃止する告示（労働政策課）…………… 11
- 指定管理者の指定（文化振興課）…………… 12
- 都市計画事業の認可（道路街路課）…………… 12
- 公共測量の実施の通知（道路管理課）…………… 12
- 歳入の収納の事務の委託（教育庁教育支援課）…………… 12

### 公 告

- 開発行為に関する工事の完了・3件（建築指導課）…………… 13

### 監査委員事項

- 沖縄県監査委員公印規程の一部を改正する告示・2件…………… 13
- 沖縄県監査委員事務局職員の標準職務遂行能力を定める規程の一部を改正する訓令…………… 14

### 海区漁業調整委員会事項

- 漁業法に基づく指示事項・3件…………… 14

## 規 則

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月26日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第12号

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則（昭和47年沖縄県規則第169号）の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和28年政令第387号」を「平成4年政令第301号」に、「昭和23年厚生省令第44号」を「平成2年厚生省令第19号」に改める。

第2条から第9条までを削る。

第10条中「開設届出は、施術所開設届（第9号様式）に、次の各号に掲げる書類を添えて届け出なければならない」を「開設の届出は、第1号様式により行うものとし、施術所の平面図を添付するものとする」に改め、同条各号を削り、同条を第2条とする。

第11条中「変更届出は、施術所開設届出事項一部変更届（第10号様式）に、開設届事項中構造設備の」を「変更の届出は、第2号様式により行うものとし、施術所の構造設備に」に、「その平面図を添えて届け出なければならない」を「施術所の平面図を添付するものとする」に改め、同条を第3条とする。

第12条中「第9条の2第2項」を「第9条の2第2項前段」に、「休廃止届は、第11号様式により、施術所の再開届は、第12号様式による」を「休止又は廃止の届出は第3号様式により行うものとし、同項後段の規定による施術所の再開の届出は第4号様式により行う」に改め、同条を第4条とする。

第13条第1項中「省令第24条の2第1項」を「法第9条の3前段」に、「届出をしようとする者は、出張專業による施術業務開始届（第13号様式）に、履歴書及び免許証の写しを添えて届け出なければならない」を「専ら出張のみによってその業務に従事する施術者の業務の開始の届出は、第5号様式により行うものとする」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 法第9条の3後段の規定による専ら出張のみによる業務に従事する施術者の業務の休止、廃止又は再開の届出は、第6号様式により行うものとする。

第13条を第5条とする。

第14条中「省令第24条の3」を「法第9条の4」に改め、「県外施術者が」を削り、「業務を行なおうとするときの業務開始届出は、第14号様式のとおり」を「行う業務の開始の届出は、第7号様式により行うもの」に改め、同条を第6条とする。

第15条の見出し中「開設届書等」を「開設届出等」に改め、同条中「第10条及び第14条」を「第2条、第5条第1項及び前条」に、「届書」を「届出」に改め、「及び受付番号」を削り、同条を第7条とする。

第16条中「2通とし」を削り、同条を第8条とする。

第1号様式から第8号様式までを削る。

第9号様式中「第9号様式」を「第9号様式（第2条関係）」に、「、施術所を開設したので」を「施術

所を開設したので、」に、

開 設 者	氏 名	
	住 所	
	本 籍	

を

開設者	氏 名	
	住 所	

に、

構 造
-----

設 備

構 造 設 備 の 概 要
---------------

を

に改め、

建 物 の 構 造 概 要
建 葺 階 建 建築面積 延 面 積

m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>
----------------------------------

を削り、同様式（注意）を削り、同様式を第1号様式とする。

第10号様式中「第10号様式」を「第10号様式（第3条関係）」に、「施術所開設届出事項一部変更届」を

「施術所開設届出事項変更届」に、「、変更したので」を「変更したので」に、

開設届出年月日 及び番号	
-----------------	--

年 月 日 第 号
-----------

開設届出年月日	年 月 日
---------	-------

--

に改め、

変 更 理 由
---------

を削り、同様式（注意）を削り、同様式を第2号様式とする。

第11号様式中「第11号様式」を「第11号様式（第4条関係）」に、「、施術所」を「施術所」に、「第9

条の2第2項」を「第9条の2第2項前段」に、

開設届出年月日 及び同番号	年 月 日 第
------------------	---------

号
---

を

開設届出年月日	年 月 日
---------	-------

に、「自 年 月 日 至 年 月 日」を「 年 月 日 から 年 月

日まで」に改め、

休(廃)止の理由
----------

を削

り、同様式（注意）を削り、同様式を第3号様式とする。

第12号様式中「第12号様式」を「第12号様式（第4条関係）」に、「、施術所」を「施術所」に、「第9

条の2第2項」を「第9条の2第2項後段」に、

開設届出年月日 及び同番号	年 月 日 第
------------------	---------

号
---

を

開設届出年月日	年 月 日
---------	-------

に、「再開届出年月日」を「再開年月日」に改め、

再 開 の 理 由

を削り、同様式（注意）を削り、同様式を第4号様式とし、同様式の次に次の3

様式を加える。

**第5号様式（第5条関係）**

出張専業による施術業務開始届

年 月 日

沖縄県知事殿

住所

氏名

⑩

下記のとおり専ら出張のみによる施術の業務を開始したので、あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゆう師等に関する法律第9条の3前段の規定により届け出ます。

記

業務開始年月日	年 月 日			
氏名				
住所				
業務の種類	あん摩マッサージ指圧師	はり師	きゆう師	目が見えない者
免許年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
免許番号	第 号	第 号	第 号	

第6号様式（第5条関係）

出張専業による施術業務（休止・廃止・再開）届

年 月 日

沖縄県知事殿

住所

氏名

下記のとおり専ら出張のみによる施術の業務を（休止・廃止・再開）したので、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第9条の3後段の規定により届け出ます。

記

名称	
所在地	
開設届出年月日	年 月 日
（休止・廃止・再開）した年月日	年 月 日
休止の場合の予定期間	年 月 日 から 年 月 日まで

備考（ ）内は該当するものを○で囲むこと。

第7号様式（第6条関係）

県外施術者の業務開始届

年 月 日

沖縄県知事殿

住所

氏名

⑩

下記のとおり滞在による業務を開始するので、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師に関する法律第9条の4の規定により届け出ます。

記

氏名	
----	--

住所				
業務を行う場所				
業務を行う期間	年 月 日から 年 月 日まで			
業務の種類	あん摩マツサージ 指圧師	はり師	きゆう師	目が見えない者
免許年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
免許番号	第 号	第 号	第 号	

第13号様式及び第14号様式を削る。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

柔道整復師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月26日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

**沖縄県規則第13号**

**柔道整復師法施行細則の一部を改正する規則**

柔道整復師法施行細則（昭和47年沖縄県規則第171号）の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和45年政令第217号」を「平成4年政令第302号」に、「昭和45年厚生省令第41号」を「平成2年厚生省令第20号」に改める。

第2条から第7条までを削る。

第8条中「開設届は、第7号様式のとおり」を「開設の届出は、第1号様式により行うもの」に、「次の各号に掲げる書類を「施術所の平面図」に改め、同条各号を削り、同条を第2条とする。

第9条中「変更届出は、第8号様式のとおり」を「変更の届出は、第2号様式により行うもの」に改め、同条を第3条とする。

第10条中「第19条第2項」を「第19条第2項前段」に、「休止届出又は廃止届出は、第9号様式のとおり」を「休止又は廃止の届出は第3号様式により行うもの」に、「再開届は第10号様式のとおり」を「同項後段の規定による再開の届出は第4号様式により行うもの」に改め、同条を第4条とする。

第11条中「第9条」を「第2条」に改め、「及び収受番号」を削り、同条を第5条とする。

第12条中「、2通とし」を削り、同条を第6条とする。

第1号様式から第6号様式までを削る。

第7号様式中「第7号様式」を「第7号様式（第2条関係）」に、「施術所を開設したので」を「施術所を開設したので、」に、

「開設年月日」

を「開設年月日」年 月 日」に、

開設者	氏 名	<input type="text"/>
	住 所	<input type="text"/>
	本 籍	<input type="text"/>

を

開設者	氏 名	<input type="text"/>
	住 所	<input type="text"/>

」

「  
 \_\_\_\_\_」に、「  
 構造設備

「  
 \_\_\_\_\_」を「  
 構造設備の概要」に改

め、「  
 建物の概要 建 葺 階 建築面積  
 m<sup>2</sup>延面積 m<sup>2</sup>」を削り、同様式注を削

り、同様式を第1号様式とする。

第8号様式中「第8号様式」を「第8号様式（第3条関係）」に、「  
 施術所開設届出事項一部変更届」を  
 「  
 施術所開設届出事項変更届」に、「  
 変更したので」を「  
 変更したので、」に、「  
 開設届出年月日  
 及び同番号」を

「  
 開設届出年月日」に改め、「  
 変更理由」

「  
 \_\_\_\_\_」を削り、同様式注を削り、同様式を第2号様式とする。

第9号様式中「第9号様式」を「第9号様式（第4条関係）」に、「  
 施術所を休（廃）止したので」を  
 「  
 施術所を休（廃）止したので、」に、「  
 第19条第2項」を「  
 第19条第2項前段」に、「  
 開設届出年月日  
 及び同番号」

「  
 \_\_\_\_\_年 月 日 第 号」を「  
 開設届出年月日 \_\_\_\_\_ 年

「  
 \_\_\_\_\_月 日」に、「  
 自 \_\_\_\_\_年 月 日 至 \_\_\_\_\_年 月 日」を「

\_\_\_\_\_年 月 日から \_\_\_\_\_年 月 日まで」に改め、「  
 休（廃）止の理由」

「  
 \_\_\_\_\_」を削り、同様式注を削り、同様式を第3号様式とする。

第10号様式中「第10号様式」を「第10号様式（第4条関係）」に、「  
 施術所を再開したので」を「  
 施術  
 所を再開したので、」に、「  
 第19条第2項」を「  
 第19条第2項後段」に、「  
 開設届出年月日  
 及び同番号 \_\_\_\_\_ 年

「  
 \_\_\_\_\_月 日 第 号」を「  
 開設届出年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

「  
 \_\_\_\_\_」に改め、「  
 再開の理由」

を削り、同様式注を削り、同様式を第4号様式とする。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

沖縄乳児等用調製粉乳に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

令和3年3月26日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

#### 沖縄県規則第14号

##### 沖縄乳児等用調製粉乳に関する規則を廃止する規則

沖縄乳児等用調製粉乳に関する規則（昭和48年沖縄県規則第54号）は、廃止する。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月26日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

#### 沖縄県規則第15号

##### 毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則

毒物及び劇物取締法施行細則（昭和47年沖縄県規則第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第11条第1号」の次に「、第16条第1号」を加え、同項第1号及び第2号中「あつては」を「あつては」に改める。

第3条中「あつた」を「あつた」に改める。

第4条第1項中「至つた」を「至つた」に改め、同項第1号中「あつては」を「あつては」に改める。

第5条第2項中「よごし、」を「汚し、」に、「失つた」を「失つた」に、「よごし又は」を「汚し、又は」に、「よごした」を「汚した」に改め、同条第3項中「失つた」を「失つた」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第7条中「第13条第1号ロ若しくはチ」の次に「、第18条第1号ロ、ニ、ホ若しくはヘ」を、「第24条第1号ロ」の次に「、ニ」を加え、同条第1号を次のように改める。

##### (1) 履歴書

第8条中「あつた」を「あつた」に、「行ない」を「行い」に改める。

第9条中「行なう」を「行う」に改める。

第10条第2項中「、よごし」を「、汚し、」に、「失つた」を「失つた」に、「よごした」を「汚した」に改め、同条第3項中「失つた」を「失つた」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第12条第2号中「6センチメートル」を「4センチメートル」に、「4.5センチメートル」を「3センチメートル」に改め、同条第3号を削る。

第14条中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第15条を削り、第16条を第15条とする。

第1号様式中「あつては」を「あつては」に改め、同様式（注）1中「塩類を含有する製剤」の次に「、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイトを含有する製剤」を加え、「りん燐化アルミニウム」を「りん燐化アルミニウム」に改め、同様式（注）2中「くん燻蒸」を「くん燻蒸」に改め、同様式（注）4を削る。

第2号様式中「あつては」を「あつては」に改め、同様式（注）を削る。

第3号様式中「あつては」を「あつては」に改め、同様式（注）を次のように改める。

（注） 指定を受けている特定毒物の品目の欄は、モノフルオール酢酸の塩類を含有する製剤、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイトを含有する製剤、モノフルオール酢酸アミドを含有する製剤、りん燐化アルミニウムとその分解促進剤とを含有する製剤の別を記載すること。

第4号様式中「あつては」を「あつては」に改め、同様式（注）を次のように改める。

（注） 指定を受けている特定毒物の品目の欄は、モノフルオール酢酸の塩類を含有する製剤、ジメチル

エチルメルカプトエチルチオホスフェイトを含有する製剤、モノフルオール酢酸アミドを含有する製剤、<sup>りん</sup>燐化アルミニウムとその分解促進剤とを含有する製剤の別を記載すること。

第5号様式中「あつては」を「あつては」に、「よごし」を「汚し」に改め、同様式（注）を次のように改める。

（注） 指定を受けている特定毒物の品目の欄は、モノフルオール酢酸の塩類を含有する製剤、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイトを含有する製剤、モノフルオール酢酸アミドを含有する製剤、<sup>りん</sup>燐化アルミニウムとその分解促進剤とを含有する製剤の別を記載すること。

第6号様式（注）1中「又は森林組合」を「、農業共済組合連合会、森林組合又は生産森林組合」に、「専門技術員、改良普及員」を「普及指導員」に改め、同様式（注）2中「塩類を含有する製剤」の次に「、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイトを含有する製剤」を加え、同様式（注）3を削る。

第8号様式（注）1中「又は森林組合」を「、農業共済組合連合会、森林組合又は生産森林組合」に、「専門技術員、改良普及員」を「普及指導員」に改め、同様式（注）2中「塩類を含有する製剤」の次に「、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイトを含有する製剤」を加え、同様式（注）3を削る。

第9号様式中「よごし」を「汚し」に改め、同様式（注）1中「又は森林組合」を「、農業共済組合連合会、森林組合又は生産森林組合」に、「専門技術員、改良普及員」を「普及指導員」に改め、同様式（注）2中「塩類を含有する製剤」の次に「、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイトを含有する製剤」を加え、同様式（注）3を削る。

第10号様式（注）を削る。

第11号様式中「写真是りつけ欄」を「写真貼り付け欄」に、「6センチメートル」を「4センチメートル」に、「4.5センチメートル」を「3センチメートル」に、「はりつける」を「貼り付ける」に改め、同様式（注）を削る。

第12号様式（注）を削る。

第13号様式（注）を削る。

第14号様式及び第15号様式を削る。

**附 則**

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際改正前の毒物及び劇物取締法施行細則の規定に基づいて印刷された様式については、当分の間、所要の補正を行って使用することができる。

沖縄県流域下水道事業会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月26日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

**沖縄県規則第16号**

**沖縄県流域下水道事業会計規則の一部を改正する規則**

沖縄県流域下水道事業会計規則（令和2年沖縄県規則第17号）の一部を次のように改正する。

第47条第1項に次の1号を加える。

(12) 後納郵便料

第52条中「第47条第1項第10号」を「第47条第1項第12号」に改める。

第91条第1項中「所属長」を「建築都市統括監」に改め、同条第2項を削る。

第137条第1項中「第1号から第5号まで」を「第1号、第2号及び第4号」に改め、「課長等は」の次に「第3号、第5号及び」を加える。

別表第5中 「

保険料	
-----	--

」 を 「

保険料	後納郵便料
-----	-------

」 に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。



---

**告 示**

---

**沖縄県告示第148号**

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第14条の2第1項の規定により、次のとおり指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画を定めた。

令和3年3月26日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 指定管理鳥獣の種類 ニホンイノシシ（イノブタ及び外来イノシシを含む。）
  - 2 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
  - 3 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域 渡嘉敷村全域及び座間味村全域
  - 4 指定管理鳥獣捕獲等事業の目標、内容及び実施体制 次のとおりとする。
  - 5 住民の安全を確保し、又は指定区域の静穏を保持するために必要な事項 次のとおりとする。
  - 6 その他指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するために必要な事項 次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、当該計画に係る計画書を沖縄県環境部自然保護課において縦覧に供する。）

---

**沖縄県告示第149号**

沖縄県民間社会福祉施設振興資金貸付規程を廃止する告示を次のように定める。

令和3年3月26日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

**沖縄県民間社会福祉施設振興資金貸付規程を廃止する告示**

沖縄県民間社会福祉施設振興資金貸付規程（昭和50年沖縄県告示第25号）は、廃止する。

**附 則**

この告示は、令和3年3月26日から施行する。

---

**沖縄県告示第150号**

厚生年金特例措置に関する雇用経歴の認定規程を廃止する告示を次のように定める。

令和3年3月26日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

**厚生年金特例措置に関する雇用経歴の認定規程を廃止する告示**

厚生年金特例措置に関する雇用経歴の認定規程（平成18年沖縄県告示第304号）は、廃止する。

**附 則**

この告示は、令和3年3月26日から施行する。

---

**沖縄県告示第151号**

児童福祉施設等補助金交付規程を廃止する告示を次のように定める。

令和3年3月26日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

**児童福祉施設等補助金交付規程を廃止する告示**

児童福祉施設等補助金交付規程（昭和48年沖縄県告示第239号）は、廃止する。

**附 則**

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

---

**沖縄県告示第152号**

昭和47年沖縄県告示第77号（標準複合肥料の指定）は、廃止する。

令和3年3月26日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

**沖縄県告示第153号**

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

令和3年3月26日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

発生伝染病の種類	家畜の種類	患畜、疑似患畜の別	頭数	発生場所（区域）	発生年月日
ヨーネ病	牛	患畜	1	南城市	令和3年3月9日
ヨーネ病	牛	患畜	7	伊江村	令和3年3月18日

**沖縄県告示第154号**

畜産団体に対する補助金交付規程を廃止する告示を次のように定める。

令和3年3月26日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

**畜産団体に対する補助金交付規程を廃止する告示**

畜産団体に対する補助金交付規程（昭和47年沖縄県告示第96号）は、廃止する。

**附 則**

この告示は、令和3年3月26日から施行する。

**沖縄県告示第155号**

特用林産物生産奨励事業補助金交付規程を廃止する告示を次のように定める。

令和3年3月26日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

**特用林産物生産奨励事業補助金交付規程を廃止する告示**

特用林産物生産奨励事業補助金交付規程（昭和49年沖縄県告示第212号）は、廃止する。

**附 則**

この告示は、令和3年3月26日から施行する。

**沖縄県告示第156号**

伝統工芸産業振興事業費補助金交付規程を廃止する告示を次のように定める。

令和3年3月26日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

**伝統工芸産業振興事業費補助金交付規程を廃止する告示**

伝統工芸産業振興事業費補助金交付規程（昭和49年沖縄県告示第308号）は、廃止する。

**附 則**

この告示は、令和3年3月26日から施行する。

**沖縄県告示第157号**

沖縄県伝統工芸製品生産利子補給金交付規程を廃止する告示を次のように定める。

令和3年3月26日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

**沖縄県伝統工芸製品生産利子補給金交付規程を廃止する告示**

沖縄県伝統工芸製品生産利子補給金交付規程（昭和50年沖縄県告示第280号）は、廃止する。

**附 則**

この告示は、令和3年3月26日から施行する。

---

**沖縄県告示第158号**

琉球藍葉生産事業補助金交付要綱を廃止する告示を次のように定める。

令和3年3月26日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

**琉球藍葉生産事業補助金交付要綱を廃止する告示**

琉球藍葉生産事業補助金交付要綱（昭和50年沖縄県告示第407号）は、廃止する。

**附 則**

この告示は、令和3年3月26日から施行する。

---

**沖縄県告示第159号**

沖縄県地場産業振興事業費補助金交付規程を廃止する告示を次のように定める。

令和3年3月26日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

**沖縄県地場産業振興事業費補助金交付規程を廃止する告示**

沖縄県地場産業振興事業費補助金交付規程（昭和57年沖縄県告示第475号）は、廃止する。

**附 則**

この告示は、令和3年3月26日から施行する。

---

**沖縄県告示第160号**

沖縄県中小企業製品開発費補助金交付規程を廃止する告示を次のように定める。

令和3年3月26日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

**沖縄県中小企業製品開発費補助金交付規程を廃止する告示**

沖縄県中小企業製品開発費補助金交付規程（昭和58年沖縄県告示第243号）は、廃止する。

**附 則**

この告示は、令和3年3月26日から施行する。

---

**沖縄県告示第161号**

沖縄県中小企業技術者研修補助金交付規程を廃止する告示を次のように定める。

令和3年3月26日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

**沖縄県中小企業技術者研修補助金交付規程を廃止する告示**

沖縄県中小企業技術者研修補助金交付規程（昭和60年沖縄県告示第761号）は、廃止する。

**附 則**

この告示は、令和3年3月26日から施行する。

---

**沖縄県告示第162号**

中小企業福祉事業費補助金交付規程を廃止する告示を次のように定める。

令和3年3月26日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

**中小企業福祉事業費補助金交付規程を廃止する告示**

中小企業福祉事業費補助金交付規程（昭和51年沖縄県告示第466号）は、廃止する。

**附 則**

この告示は、令和3年3月26日から施行する。

**沖縄県告示第163号**

沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例（平成18年沖縄県条例第72号）第7条の規定により、沖縄県立博物館・美術館の指定管理者を次のとおり指定した。

令和3年3月26日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 指定管理者となる団体 一般財団法人沖縄美ら島財団 本部町字石川888番地
- 2 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

**沖縄県告示第164号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

令和3年3月26日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 施行者の名称 石垣市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 石垣都市計画道路事業
  - (2) 名称 3・5・18号商工西通り線
- 3 事業施行期間 令和3年3月26日から令和8年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 石垣市字真栄里及び字平得地内
  - (2) 使用の部分 なし

**沖縄県告示第165号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年3月26日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施する地域 沖縄県全域
- 2 公共測量を実施する期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

**沖縄県告示第166号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の収納の事務を委託した。

令和3年3月26日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 委託した収納事務 県立高等学校授業料の収納事務
- 2 受託者の名称及び所在地
  - (1) 名称 株式会社おきぎんエス・ピー・オー
  - (2) 所在地 宜野湾市真志喜一丁目13番16号
- 3 委託期間 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

## 公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和3年3月26日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和2年5月25日 沖縄県指令土第320号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字阿波根橋口原672番及び618番6 それぞれの一部並びに618番5
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市字糸満1151番地 上原盛次
- 5 検査済証番号 令和3年3月9日 第4718号
- 6 工事完了年月日 令和3年3月6日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和3年3月26日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成31年1月31日 沖縄県指令土第62号、令和2年6月18日 沖縄県指令土第376号（変更）、令和2年11月5日 沖縄県指令土第650号（変更）、令和2年12月22日 沖縄県指令土第754号（変更）、令和3年3月3日 沖縄県指令土第156号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 宮古島市平良字西里立行1140番ほか32筆及び1139番1地先並びに平良字下里七原1792番1及び1792番3（3工区）
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 宮古島市平良字西里1140番地 宮古島市長 座喜味一幸
- 5 検査済証番号 令和3年3月10日 第4719号
- 6 工事完了年月日 令和3年3月5日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和3年3月26日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和2年10月8日 沖縄県指令土第612号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字志多伯東原428番1の一部及び428番7
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 八重瀬町字志多伯428番地7 玉城理恵子、八重瀬町字志多伯428番地7 玉城岬
- 5 検査済証番号 令和3年3月17日 第4720号
- 6 工事完了年月日 令和3年2月13日

## 監 査 委 員 事 項

### 沖縄県監査委員告示第1号

沖縄県監査委員公印規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和3年3月26日

沖縄県代表監査委員 安 慶 名 均

**沖縄県監査委員公印規程の一部を改正する告示**

沖縄県監査委員公印規程（昭和47年沖縄県監査委員告示第3号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第4号中「沖縄県監査委員事務局文書規程」の次に「（平成8年沖縄県監査委員訓令第2号）」を加える。

第6条中「又は焼却等」を「、焼却等」に改める。

別表の次に次の様式名を付する。

別記様式（第7条関係）

**附 則**

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

**沖縄県監査委員告示第2号**

沖縄県監査委員公印規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和3年3月26日

沖縄県代表監査委員 安 慶 名 均

**沖縄県監査委員公印規程の一部を改正する告示**

沖縄県監査委員公印規程（昭和47年沖縄県監査委員告示第3号）の一部を次のように改正する。

別記様式中 「

使 用 始 年 月 日
----------------

」 を 「

使用開始 年 月 日
---------------

」 に改める。

**附 則**

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

**沖縄県監査委員訓令第2号**

沖縄県監査委員事務局職員の標準職務遂行能力を定める規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年3月26日

沖縄県代表監査委員 安 慶 名 均

**沖縄県監査委員事務局職員の標準職務遂行能力を定める規程の一部を改正する訓令**

沖縄県監査委員事務局職員の標準職務遂行能力を定める規程（平成28年沖縄県監査委員訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第2条の表1の項中「部長」を「事務局長」に、「所管行政を」を「監査機能の充実強化を」に、「部等」を「事務局」に、「所管行政について」を「監査業務について」に改め、同表2の項中「統括監」を「参事」に、「所管行政を」を「監査業務を」に、「所管行政等」を「監査業務等」に、「部長」を「事務局長」に改め、同表3の項中「所管行政」を「監査業務」に改め、同表4の項中「班長」を「主幹」に改める。

**附 則**

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

**海区漁業調整委員会事項****沖縄海区漁業調整委員会指示3第1号**

沖縄海区における浮魚礁（中層型浮魚礁を含む。以下「浮魚礁」という。）の敷設及びこれを利用して行う水産動植物の採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和3年3月26日

沖縄海区漁業調整委員会

会長 金 城 明 律

（自主調整協議会の設置）

第1 沖縄海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）は、浮魚礁を敷設する海域の相互調整を図るため、次の表のとおり、関係地区ごとに浮魚礁自主調整協議会（以下「協議会」という。）を置く。

関係地区	協議会の名称
沖縄本島北西地区	第1ブロック浮魚礁自主調整協議会
沖縄本島南西地区	第2ブロック浮魚礁自主調整協議会
沖縄本島東地区	第3ブロック浮魚礁自主調整協議会
先島地区	第4ブロック浮魚礁自主調整協議会
大東諸島地区	第5ブロック浮魚礁自主調整協議会

2 協議会は、委員会が作成する浮魚礁自主調整協議会名簿（以下「名簿」という。）に登録された者により構成する。

（協議会への加入）

第2 協議会は、沖縄県内の市町村又は次に掲げる要件（以下「加入資格」という。）の全てを満たしている者でなければ加入することができない。

- (1) 法人格を有する団体であること。
- (2) 20以上の事業者又は個人（以下「構成員」という。）により組織され、構成員が特定できる者であること。
- (3) 構成員の出資金額、口数等にかかわらず、法令や定款等の明文化された規程により民主的な運営が確保されている者であること。
- (4) 事業を行うために必要な経済的基礎を欠く等の理由により、事業の目的を達成することが著しく困難な者でないこと。
- (5) 法令等を遵守する精神を著しく欠き、又は協議会の民主的な運営を妨げ、若しくはそのおそれがある者でないこと。

2 協議会に加入しようとする者は、加入資格確認申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付して委員会に提出し、委員会から加入資格を満たしている旨の確認（以下「資格確認」という。）を受けなければならない。ただし、沖縄県内の市町村が協議会に加入しようとする場合においては、次に掲げる書類を添付することを要しない。

- (1) 法人格を有する団体であることを証する書類
- (2) 構成員の氏名及び住所（構成員が団体である場合にあつては、名称及び所在地並びに代表者の氏名）を明らかにする書類
- (3) 組織の民主的な運営が確保されていることを明らかにする書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、委員会が資格確認をするために必要と認める書類

3 委員会は、資格確認をするときは、協議会その他関係者の意見を聞くことができる。

4 委員会は、資格確認をした場合は、速やかに、その旨を協議会に加入しようとする者に通知するとともに、その者を名簿に登録するものとする。

5 委員会は、名簿に登録された者が、第1項各号に掲げる加入資格のいずれかを欠くに至ったと認めるときは、その者を名簿から削除するものとする。

（共同申請）

第3 この指示の第4から第8まで及び第13に規定する事項について2以上の者が共同して申請しようとするときは、そのうちいずれか1の者を代表者に選定し、代表者選定届（第2号様式）を委員会に提出しなければならない。

2 代表者は、委員会に対し、共同者を代表する。

（敷設の承認等）

第4 浮魚礁は、名簿に登録された者が、浮魚礁敷設承認申請書（第3号様式。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して委員会に提出し、委員会の承認を受けた場合でなければ敷設することができない。ただし、共同漁業権を設定している区域において浮魚礁を敷設する場合であつて、敷設前に、共同漁業権区域内浮魚礁敷設届（第4号様式）及び当該共同漁業権者全員との協議が調ったことを証する書類

並びに第2号及び第3号に掲げる書類を委員会に提出した場合は、この限りでない。

(1) 浮魚礁を敷設しようとする位置に係る関係地区の協議会に加入している全ての者（沖縄県を除く。）と当該位置その他敷設に必要な内容に係る協議が調ったことを証する協議書（第5号様式。以下「協議書」という。）

(2) 浮魚礁を敷設しようとする位置を世界測地系による緯度及び経度によって記載した図面

(3) 敷設しようとする浮魚礁の浮体、浮体付属品、係留索、アンカー等の構造を示す書類

2 協議書の有効期限は、協議が調った日から令和4年3月31日までとする。

3 委員会は、第1項の承認（以下「敷設承認」という。）をしたときは、浮魚礁敷設承認証（第3号様式。以下「承認証」という。）を交付するものとし、その有効期間は、承認を受けた日から令和4年3月31日までとする。

（敷設の再承認）

第5 沖縄海区漁業調整委員会指示2第1号の指示により承認を受けた既設の浮魚礁について、その敷設者は、令和3年6月30日までに申請書を委員会に提出し、委員会の承認を受けなければならない。

2 前項の申請書には、第11の規定を遵守していること及び浮魚礁の浮体位置を確認することができる写真を添付しなければならない。

3 前項の規定により確認した浮魚礁の浮体位置の緯度又は経度のいずれか又はその両方が敷設承認を受けた協議位置（以下「協議位置」という。）から2分以上離れている場合は、第1項の規定により提出する申請書に当該浮体位置に係る協議書を添付しなければならない。

4 第4の第3項の規定は、第1項の規定による承認（以下「再承認」という。）について準用する。

5 沖縄海区漁業調整委員会指示2第1号の指示により承認を受けた既設の浮魚礁については、承認の有効期間を令和3年7月1日以後初めて開催される委員会の開催日まで延長する。

（敷設後の承認）

第6 敷設承認又は再承認を受けた後に次に掲げる場合に該当するときは、浮魚礁の構造についてあらかじめ委員会事務局の確認を受けて委員会の承認前に敷設することができる。ただし、敷設後は速やかに委員会の承認を受けなければならない。

(1) 令和2年11月1日から令和3年3月31日まで（以下「特例期間」という。）に第4の承認を受けた場合で同年6月30日までに敷設する場合

(2) 特例期間に浮魚礁の流失を確認し、令和3年6月30日までに敷設する場合（構造及び協議位置に変更がない場合に限る。）

(3) 第5の再承認を受けた後に浮魚礁の流失を確認し、令和4年3月31日までに敷設する場合（構造及び協議位置に変更がない場合に限る。）

(4) 浮魚礁の種別（表層、中層及び表中層）の変更を伴わない軽微な浮魚礁の構造変更の場合

2 第4の第3項の規定は、前項の規定による承認（以下「事後承認」という。）について準用する。

（完了届の提出）

第7 浮魚礁を敷設した者（以下「敷設者」という。）は、敷設後速やかに浮魚礁敷設完了届（第6号様式）を委員会に提出しなければならない。

（流失届の提出）

第8 敷設者は、浮魚礁が流失したときは、速やかに浮魚礁流失届（第7号様式）を委員会及び当該浮魚礁を敷設した海域を管轄する海上保安部又は海上保安署に提出しなければならない。

（協議書の省略）

第9 次に掲げる場合には、協議書の添付を省略することができる。

(1) 第5の第2項の浮体位置の確認において浮魚礁の流失が判明した場合において、流失した浮魚礁と同じ構造で、かつ、同一の協議位置に浮魚礁を敷設し、令和3年6月に開催される委員会までに承認を受けて、令和4年3月31日までに敷設する場合

(2) 第6に該当する場合

(3) 委員会が特に必要と認める場合

（承認の制限、条件等）

第10 敷設を承認する浮魚礁の数は、県が敷設するものは100基、市町村及び漁業協同組合等が敷設するのは150基を限度とする。

2 委員会は、浮魚礁の敷設が船舶の航行の安全又は漁業調整等に支障を来すおそれがあると認めるとき



は、敷設承認をせず、又は敷設承認をするに当たって制限若しくは条件を付することができる。

(浮魚礁の管理)

第11 浮魚礁を敷設する者は、浮魚礁を容易に識別できるようにするため、浮魚礁の本体に敷設者の名称及び承認証に記載されている浮魚礁の名称を明記するとともに、船舶の航行の安全のため、浮魚礁(中層型浮魚礁を除く。)に、レーダー反射器、電灯その他の照明を取り付け、浮魚礁を敷設した後はこれを適切に管理しなければならない。

(違反に対する措置)

第12 委員会は、敷設承認又は再承認を受けた者がこの指示に違反していると認めるときは、その決議を経て、敷設承認又は再承認を取り消すことができる。

2 委員会は、その決議を経て、敷設承認、再承認又は事後承認を受けずに敷設された浮魚礁を利用する者に対し、その利用制限を命じることができる。

(浮魚礁の利用)

第13 浮魚礁を利用する者(以下「利用者」という。)は、敷設者との間で、利用に関する協定を締結し、又は協議を調えなければその操業をしてはならない。

2 敷設者は、利用者との間で、敷設の目的を達成することが困難となるような協定を締結し、又は協議を調えてはならない。

3 利用者は、その操業の際にいたずらに他の者の海面利用を妨げてはならない。

4 第1項に定める利用に関し、協定を締結し、又は協議を調えた際に、敷設者がこれを示す旗等を利用者に交付したときは、利用者は、操業の際に当該旗等を掲示しなければならない。この場合において、敷設者は、承認旗等設定届(第8号様式)を委員会に提出しなければならない。

(指示の有効期間)

第14 この指示の有効期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。

第1号様式(第2関係)

加入資格確認申請書		年 月 日
沖縄海区漁業調整委員会会長 殿		
所在地 名称 (代表者氏名)		
下記のとおり第1ブロック浮魚礁自主調整協議会へ加入したいので、沖縄海区漁業調整委員会指示第2第1号に基づき加入資格の確認を申請します。		
記		
1 法人の種類及び根拠法令 :		
2 構成人員の事業種類 :		
3 添付書類 :		

第2号様式(第3関係)

代表者選定届		年 月 日
沖縄海区漁業調整委員会会長 殿		
所在地 名称 (代表者氏名)		
浮魚礁の敷設については、共同で行うこととしたので届け出ます。今後申請を行う際の名称及び代表者は、下記のとおりです。		
記		
共同申請名称 :		
代表者 :	所在地	

名称 (代表者氏名)
---------------

**第3号様式 (第4、第5、第6関係)**

浮魚礁敷設承認申請書 <div style="float: right;">年 月 日</div> 沖縄海区漁業調整委員会会長 殿 <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">所在地 名称 (代表者氏名)</div> 下記のとおり浮魚礁を敷設したいので、沖縄海区漁業調整委員会指示3第1号に基づき申請します。
記 1 承認を受けようとする浮魚礁の名称 : 2 承認を受けようとする浮魚礁の協議位置 : 北緯 東経 (年度初めの再承認申請の場合、確認した浮体位置) 3 浮魚礁の種類 :
浮魚礁敷設承認証 敷設承認申請のあった上記の浮魚礁は、次のとおり承認する。
1 承認番号 : 沖調U3第 号 2 承認期間 : 年 月 日から 年 月 日まで 3 制限又は条件 : (1) 委員会指示の内容を遵守しなければならない。 (2) 漁業調整のため必要があると認めるときは、承認の内容を変更し、又は新たに制限若しくは条件を付すことがある。 (3) 承認証の内容又は承認の制限若しくは条件に違反した場合は、承認を取り消すことがある。 年 月 日 沖縄海区漁業調整委員会 会長 印

**第4号様式 (第4関係)**

共同漁業権区域内浮魚礁敷設届 <div style="float: right;">年 月 日</div> 沖縄海区漁業調整委員会会長 殿 <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">所在地 名称 (代表者氏名)</div> 下記のとおり浮魚礁を敷設予定なので、届け出ます。
記 1 浮魚礁の名称 : 2 敷設予定位置 : 北緯 東経 3 共同漁業権の番号 : 共同第 号 4 浮魚礁の種類 : 5 敷設予定日 : 年 月 日

注1 敷設した位置とは、浮魚礁のアンカーを投下した位置のことをいう。

2 位置図及び構造図を添付すること。

第5号様式（第4、第5関係）

協議書			
			年 月 日
沖縄海区漁業調整委員会会長 殿			
第 ブロック浮魚礁自主調整協議会			
所在地			
名称			
（代表者氏名）			印
が、下記の位置に浮魚礁を敷設することについては、第 ブロック浮魚礁自主調整協議会において協議が調ったことに相違がないことを認めます。			
記			
浮魚礁の名称	敷設位置（世界測地系）	種類	協議理由
	北緯 東経		

第6号様式（第7関係）

浮魚礁敷設完了届	
年 月 日	
沖縄海区漁業調整委員会会長 殿	
所在地	
名称	
（代表者氏名）	
下記のとおり浮魚礁を敷設したので、届け出ます。	
記	
1 浮魚礁の名称	：
2 敷設した日	： 年 月 日
3 敷設した位置	： 北緯 東経
4 G P S の測地系の種類	：
5 敷設した位置の水深	： m
6 敷設したロープの長さ	： m

注1 敷設した位置とは、浮魚礁のアンカーを投下した位置のことをいう。

2 次の写真を添付すること。

(1) 敷設前に撮影した敷設者名、承認番号、ロープ、アンカー及び礁体部分の写真

(2) 敷設後に撮影したG P S画面及び表層型は浮体部、中層型は魚探又はソナーの写真

第7号様式（第8関係）

浮魚礁流失届	
年 月 日	
沖縄海区漁業調整委員会会長 殿	
所在地	
名称	
（代表者氏名）	
下記のとおり浮魚礁が流失したので、届け出ます。	
記	
1 浮魚礁の名称	：

2	流失を確認した日	:	年	月	日
3	敷設した位置	:	北緯		東経
4	回収の有無	:			
5	流失の原因と今後の対応	:			

注1 敷設した位置とは、浮魚礁のアンカーを投下した位置のことをいう。

2 浮魚礁の構造を示す書類又は写真を添付すること。

3 この浮魚礁流失届には、第8の規定により海上保安部又は海上保安署に提出した書類の写しを添付すること。

第8号様式（第13関係）

承認旗等設定届		年 月 日
沖縄海区漁業調整委員会会長 殿		
所在地 名称 (代表者氏名)		
浮魚礁の利用を示す承認旗等を設定したので、届け出ます。		

注 承認旗等の形状を示すこと。

沖縄海区漁業調整委員会指示3第2号

沖縄海区の八重山諸島の沿岸海域における水産動植物の保護培養を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和3年3月26日

沖縄海区漁業調整委員会  
会長 金城明律

（採捕の禁止）

第1 何人も、保護期間中、保護区の区域内において、水産動植物を採捕してはならない。ただし、試験研究機関が試験研究のため採捕する場合は、この限りでない。

（保護区）

第2 第1の保護区の名称、区域及び保護期間は、次の表のとおりとする。

名称	区域	保護期間
カナラグチ	地点A、地点B、地点C、地点D及び地点Aを順次結ぶ線により囲まれた区域 (世界測地系) 地点A 北緯24度18分54.4秒、東経124度10分08.2秒 地点B 北緯24度18分24.9秒、東経124度10分22.0秒 地点C 北緯24度18分22.0秒、東経124度09分16.5秒 地点D 北緯24度18分54.3秒、東経124度09分17.9秒	令和3年4月12日から同年6月9日まで 令和4年4月1日から同年5月29日まで 令和5年4月20日から同年6月17日まで 令和6年4月9日から同年6月5日まで 令和7年3月29日から同年5月26日まで
ユイサーグチ	地点A、地点B、地点C、地点D及び地点Aを順次結ぶ線により囲まれた区域 (世界測地系) 地点A 北緯24度16分40.8秒、東経124度09分50.4秒 地点B 北緯24度16分01.2秒、東経124度09分46.8秒 地点C 北緯24度16分14.0秒、東経124度08分36.9秒 地点D 北緯24度16分51.3秒、東経124度08分50.0秒	令和3年4月12日から同年6月9日まで 令和4年4月1日から同年5月29日まで 令和5年4月20日から同年6月17日まで 令和6年4月9日から同年6月5日まで 令和7年3月29日から

		同年5月26日まで
マサーグチ	地点A、地点B、地点C、地点D及び地点Aを順次結ぶ線により囲まれた区域 (世界測地系) 地点A 北緯24度20分40.6秒、東経124度04分34.6秒 地点B 北緯24度19分59.6秒、東経124度03分58.2秒 地点C 北緯24度20分42.2秒、東経124度03分00.6秒 地点D 北緯24度21分22.8秒、東経124度03分34.9秒	令和3年4月12日から同年6月9日まで 令和4年4月1日から同年5月29日まで 令和5年4月20日から同年6月17日まで 令和6年4月9日から同年6月5日まで 令和7年3月29日から同年5月26日まで
インダビシ	地点A、地点B、地点C、地点D及び地点Aを順次結ぶ線により囲まれた区域 (世界測地系) 地点A 北緯24度26分10.0秒、東経123度50分40.0秒 地点B 北緯24度25分30.0秒、東経123度50分02.0秒 地点C 北緯24度25分46.0秒、東経123度49分30.0秒 地点D 北緯24度26分23.0秒、東経123度50分07.0秒	令和3年4月12日から同年6月9日まで 令和4年4月1日から同年5月29日まで 令和5年4月20日から同年6月17日まで 令和6年4月9日から同年6月5日まで 令和7年3月29日から同年5月26日まで
トーシングチ	地点A、地点B、地点C、地点D、地点E及び地点Aを順次結ぶ線により囲まれた区域 (世界測地系) 地点A 北緯24度22分00.6秒、東経123度42分43.3秒 地点B 北緯24度21分41.4秒、東経123度42分21.0秒 地点C 北緯24度21分54.1秒、東経123度42分08.3秒 地点D 北緯24度22分18.2秒、東経123度42分13.7秒 地点E 北緯24度22分13.8秒、東経123度42分26.7秒	令和3年4月12日から同年6月9日まで 令和4年4月1日から同年5月29日まで 令和5年4月20日から同年6月17日まで 令和6年4月9日から同年6月5日まで 令和7年3月29日から同年5月26日まで
ヨナラ水道	地点A、地点B、地点C、地点D、地点E、地点F、地点G、地点H、地点I及び地点Aを順次結ぶ線により囲まれた区域 (世界測地系) 地点A 北緯24度19分57.6秒、東経123度56分52.8秒 地点B 北緯24度19分38.6秒、東経123度57分26.4秒 地点C 北緯24度19分05.1秒、東経123度57分12.9秒 地点D 北緯24度19分01.5秒、東経123度56分34.7秒 地点E 北緯24度19分49.8秒、東経123度56分29.7秒 地点F 北緯24度21分32.9秒、東経123度56分47.7秒 地点G 北緯24度22分00.2秒、東経123度56分58.6秒 地点H 北緯24度21分47.7秒、東経123度57分26.6秒 地点I 北緯24度21分11.2秒、東経123度57分17.5秒	令和3年4月12日から同年6月9日まで 令和4年4月1日から同年5月29日まで 令和5年4月20日から同年6月17日まで 令和6年4月9日から同年6月5日まで 令和7年3月29日から同年5月26日まで

(指示の有効期間)

第3 この指示の有効期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までとする。

**沖縄海区漁業調整委員会指示3第3号**

沖縄島並びに伊平屋島及び伊是名島水域におけるスジアラ及びシロクラベラ資源の保護培養を図るため、漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和3年3月26日

沖縄海区漁業調整委員会  
 会長 金城明律

(指示の内容)

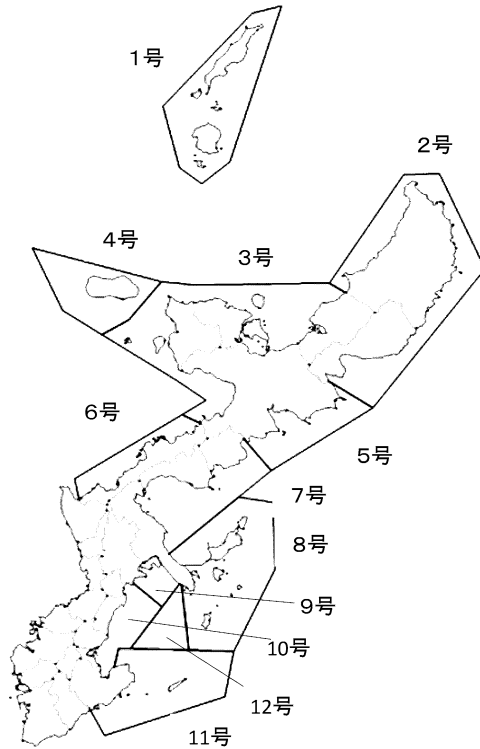
第1 平成25年沖縄県告示第340号をもって告示された共同第1号から共同第12号までの漁業の区域(別図参照)において漁業を営むに当たり、全長40センチメートル未満のスジアラ及び全長35センチメートル未

満のシロクラベラを採捕してはならない。

(指示の有効期間)

第2 この指示の有効期間は、令和3年4月1日から令和6年3月31日までとする。

【別図】



発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 有限会社 アイドマ印刷 〒902-0073 那覇市字上間244番地(3F)
---	--